

事務連絡
令和3年8月19日

各都道府県 衛生主管部（局） 御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

武田/モデルナ社ワクチンの9月以降の接種体制について

令和3年5月24日付け事務連絡「武田/モデルナ社ワクチンの接種体制について」において、武田/モデルナ社ワクチンの接種体制について、大規模接種会場と職域接種における接種の体制構築をお願いしているところです。

今般、ワクチン配分予定量について一定の目処が立ち、9月以降に新たに武田/モデルナ社ワクチンを配分できる見込みとなりました。

対象人口の8割が2回接種に必要な量のワクチン（ファイザー社ワクチンを含む）を10月上旬までに分配する計画をすでにお示ししております。今後は接種の完了に向けた局面となることも踏まえ、接種計画の検討をお願いします。

以上のことから、下記のとおりお知らせしますので、各都道府県におかれては、本事務連絡の内容について御了知いただくとともに、必要な対応をお願いいたします。

記

1 既存の大規模接種会場のワクチン供給量の増量等について

(1) ワクチン供給量の増量及び接種期間延長

9月以降、既存の大規模接種会場のワクチン供給量の増量又は接種期間の延長希望がある場合には、必要事項（※）を8月25日（水）までに、別添様式1「既存の大規模接種会場のワクチン供給量増量等登録」を記入し、登録してください。なお、別添様式の送付及び登録方法については、別途ご連絡します（以下、別添様式2～3において同じ。）。

また、緊急事態宣言の対象地域など早期に増量を希望する都道府県については、8月23日（月）までに登録いただくことにより、配送量及び配送時期について可能な限り前倒しします。

※ 会場名、増量後の週あたり接種回数、増量の開始予定日及び終了予定日、理由等

(2) 大規模接種会場の新設等

既存の大規模接種会場がない県で新規に大規模接種会場の設置を希望する場合や、既存の大規模接種会場の変更により会場数の増加を希望する場合は、接種計画等について確認が必要となります。少なくとも配送を希望する週の3週間前の水曜日 15 時までに、都道府県でとりまとめの上、別添様式 2「大規模接種会場の新設等登録」を記入し、登録してください。

2 武田/モデルナ社ワクチン接種を行う会場の確保

各都道府県に 1 か所、海外で武田/モデルナ社ワクチンの 1 回目接種済みの者や、他の都道府県の会場で 1 回目接種後に移動が必要となった者などが、身近なところで接種を受けられるよう、武田/モデルナ社ワクチンの接種を行う会場（以下「接種センター」という。）を設置するようお願いします。

（県内に既存の大規模接種会場がある場合や、既に接種を終了した大規模接種会場で接種を再開する場合は、新規に会場を設置するのではなく、当該会場を接種センターとして活用することで差し支えありません。）

接種センターの設置にあたっては、以下の点に留意して選定してください。

※設置にあたっての必須事項

- ・ 都道府県が調整を行うこと
- ・ 集合契約に加入し、当該会場用の V-SYS ID が付与されていること
- ・ 接種に関する相談窓口があること
- ・ ワクチンに関する説明や救急対応など適切な接種体制があること
- ・ 確実に 2 回目接種が可能となるよう一定期間の接種体制を継続できること
- ・ 武田/モデルナ社ワクチン用の冷凍庫を設置し、ワクチンを適切に管理できること。なお、他の新型コロナワクチンとの併用する場合は、他のワクチンとの混同を避けるため、管理責任者を配置し、それぞれのワクチンを区別した適切な管理を行うこと

武田/モデルナ社ワクチンを使用していない会場に接種センターを設置する場合は、少なくとも配送を希望する週の3週間前の水曜日 15 時までに、必要な情報を別添様式 3「武田モデルナ社ワクチン接種センター登録」を記入し、登録してください。

3 ワクチンの配分について

既存の大規模接種会場の増量等については、8 月 25 日までに提出された希望を踏まえ、週あたり供給可能量の範囲内でワクチンを配分します。これまで

と同様、各週の割り当て作業の中で割当量及び納入予定日をお知らせします。

接種センターを設置するため、新たに会場を開設する場合の初回の配送量は、1か所あたり1000回（100バイアル）を上限とします。なお、2回目以降の配送については、同会場における接種実績を踏まえ、調整します。